

瀬戸内市監査委員公表第13号

令和5年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和5年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月21日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 河 本 裕 志

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	契約条項、設計図書、仕様書その他の見積りに必要な事項を示さないまま見積書を徴することや、契約書、仕様書その他の関係書類に基づくことなく検査を行っていることは、規則に違反しており、是正する必要があると認められる。	成長戦略部 観光文化戦略課	令和6年度以降、年度に瀬戸内市街角ミューゼ牛窓文化館管理委託業務の仕様書に館の開閉時間や日程の詳細、清掃頻度を記載している。
	契約の締結にあたり、契約条項、仕様書その他の見積りに必要な事項を示しておらず、それらに基づいた検査を行っていない等、規則に違反しているもの。	総務部 DX戦略室	令和7年度より仕様書を作成、提示し、見積を徴取し、仕様書に基づいた検査を行うよう是正しました。
指導事項	頒布物等を良好な状態で保有し管理するためには、保管場所や保管のためのコストが必要となることから、その在庫管理の適正化及び管理コスト削減の方法や、在庫の減少を図るための頒布方法について、経済性の観点から検討する必要があると認められる。	成長戦略部 観光文化戦略課	適正な在庫量とするため、見通しを持った発注を行っている。